

姫路貴金属鑑定所 商品お預かり規定

- ① お預かりする商品は、警察管轄の古物扱いになりますので、ご本人であることの証明（免許書・健康保険証など）が必要です。
- ② 商談成立後すぐに出品者へご連絡させていただきます。ご売却代金はご登録口座にお振込致します。
※お振込は電信で行います。
※1回のお振込につき一律500円の事務手数料（振込手数料含む）を申し受けます。
※購入者から全額回収した時点で商品のお渡し、出品者へのご売却代金の振込をさせていただきます。
- ③ 姫路貴金属鑑定所では真正品のみをお預かり致します。万が一本物ではない、商品として不備があると判明した場合はご返却致します。お預かりするかどうかの決定権は当方が有するものとします。本物かどうかを判定するのに費用が発生する場合は、出品者のご負担になります。販売価格が10万円以上の商品に関しては商談成立時、原則として第三者機関で鑑別書・鑑定書をつけて真正品であることを証明する必要があります。その場合の費用も出品者のご負担になります。また鑑定書・鑑別書・保証書等がついている場合でも再検査する場合がありますのでご了承ください。
- ④ お預かりした商品はいつでも出品を取り止めることができます。ただし商談中の場合は途中で引き上げることができません。出品商品のお引き取りはお預かり証と引き換えに出品者ご本人に限らせていただきます。必ずしもお預かりした店で販売しているとは限らないので、商品のお引き取りの際は予めご確認ください。お預かり証の再発行はできません。お引き取り時に未払いの修理代・鑑別代などがあればお支払いいただきます。お預かりから1年以上経過した商品は、お引き取りや値下げの交渉をお願いする場合があります。
- ⑤ 商品の取り扱いには万全を期しますが、オパール・真珠・サンゴ・琥珀などは乾燥や紫外線などで劣化する場合があります。予測不能な自然劣化に関しては責任を負いかねますのでご了承ください。
- ⑥ 時計のご出品の場合、売約後分解掃除をして納品する必要があります。その費用は出品者のご負担になります。姫路貴金属鑑定所での売約日が分解掃除をして3カ月以内の場合、分解掃除をした証明書を添付していただくと、売約後の分解掃除を免除させていただきます。
お預かり中の時計が、電池切れやその他の理由で時計が止まった場合は、液漏れなどの恐れがあるため、速やかにサービスセンターでメンテナンスを致します。修理の見積もりはご連絡致します。
時計に関しては6カ月を過ぎても売約に至らない場合、お引き取りをお願いすることがあります。
- ⑦ ローンでお支払い中の商品はお預かりすることができません。また、所有者に無断で持ち出された商品は、お預かりできません。これらも含め重大な事実を告げずに出品され、当方が被害を受けた場合は被害額を弁済していただきます。